

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 85)

(新 設)

		取用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の 設定期間延長承認申請書		※整理番号	
				※連結 <sup>1/1-7</sup> 整理番号	
平成 年 月 日	提出法人	(フリガナ) 法 人 名			
	<input type="checkbox"/> 納 税 地 <input type="checkbox"/> 単 体 結 算 法 人 法 人	〒	電話( ) -		
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	◎		
	代 表 者 住 所	〒			
税 務 署 長 殿	事 業 種 目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名			※ 整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	( 局 署 )	部 門	
	電話 ( ) -			決 算 期	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒			業 種 番 号
事 業 種 目				整 理 簿	
<input type="checkbox"/> 租税特別措置法第64条の2第1項の規定による取用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第68条の7第1項の規定				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
<input type="checkbox"/> 措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようと する ・ し な い <input type="checkbox"/> 措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようと する ・ し な い (設定期間の延長を必要とする理由)					
措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する取用等のあった年月日		措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する補償金、対価又は清算金の額		措置法第64条の2第4項第1号又は措置法第68条の71第5項第1号に規定する特別勘定の金額	
年 月 日		円		円	
取 代 替 資 産 の 取 得 年 月 日	種 類				
	構 造				
	規 模				
代替資産の取得年月日					
(取用等に係る事業の施行の状況)			(事業の完了の見込年月日 . . . )		
(生態影響調査の実施の状況)			(調査の完了の見込年月日 . . . )		
税 理 士 署 名 押 印		◎			
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 85)</p> <p style="text-align: center;"><b>収用等に伴い代替資産を取得した場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</b></p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条第15項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定により収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、収用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>(7) 「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第39条第11項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(新設)</p>